

また、参考資料に認知症サポーター養成講座の実施状況を掲載しているの、参照の上、各地域において積極的に取り組まれない。

(7) 外部評価制度の適正な運用等について

① 経過措置の終了について

外部評価制度については、情報公表制度との整合性の確保、外部評価対象サービスの事業者の負担軽減等の観点から、平成21年3月27日付「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」の一部改正について」(厚生労働省老健局計画課長通知)により通知したところであるが、当該通知により改正の事項について、都道府県において所要の体制を整えるのに一定の期間を要することに鑑み、改正前の通知に基づき実施できるものとする経過措置が講じられている。

当該措置については平成22年3月31日を以て経過措置期間が終了となるため、各都道府県におかれては、要綱の改正等所要の対応を行うとともに、管内市町村、外部評価機関及び外部評価の対象となる事業者等に対し制度の趣旨・目的及び改正内容等について丁寧な説明を改めてお願いする。

② 評価調査員養成研修について

評価調査員養成研修は、今般の制度改正により、研修の修了状況を客観的に把握し、調査員の質を確保する観点から、都道府県又は都道府県が指定する法人であって、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外のものが実施することとしたところである。

評価調査員は、事業所のサービスの質を公平かつ客観的に把握できるとともに、調査において気づいた点について事業者との対話の中で向上に導くことができる能力が求められており、外部評価制度の根幹を担う立場として極めて重要である。

一方では、評価調査員について、外部評価を受審した事業者等から、個々の評価調査員の能力に格差があるなどの指摘もあり、評価調査員養成研修及びフォローアップの的確な実施が求められている。

各都道府県におかれては、評価調査員養成研修及びフォローアップ研修の実施に当たり、受講者の職種に応じた開催や介護経験に応じたカリキュラムの実施など、

きめ細かな実施に努めていただきたい。

なお、今年度の老人保健健康増進等事業では、特定非営利活動法人地域生活サポートセンターにおいて「外部評価制度見直しを踏まえた小規模多機能型居宅介護並びに認知症対応型共同生活介護の質確保のための外部評価活用支援に関わる総合研究」を実施し、この中で、自治体及び評価機関に向けた今後の評価調査員養成研修及びフォローアップに向けたカリキュラムの検討や教材開発、講師の養成並びに評価調査員の質の向上を図るための仕組み作りの検討等が行われているところである。

各都道府県におかれては、評価調査員研修における具体的なカリキュラムの検討及び講師の選定等、評価調査員養成研修の実施に当たり、当該研究成果について活用されたい。

③ 情報公表制度の施行に伴う事業者の負担軽減等について

小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）については、本年度から介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の対象サービスとして追加されたことなどを踏まえ、外部評価制度について事業者の負担軽減等の観点から外部評価項目の縮減や情報提供票の廃止などの見直しを行ったところである。引き続き以下の事項に留意しつつ、事業者、外部評価機関、市町村等への周知及び事業の円滑な実施をお願いしたい。

ア 訪問調査方法の工夫について

訪問調査方法については、事業者の調査負担の軽減を図る観点から、各都道府県内の外部評価機関や情報公表制度の調査機関の状況等を勘案して、外部評価制度の評価調査と情報公表制度の調査との同一日調査が円滑に行われるよう配慮願いたい。

イ 評価手数料の縮減について

外部評価項目の縮減や情報公表制度の調査との同一日実施等により、調査員の人件費や旅費についても縮減することが可能と考えられるので、外部評価機関に対して、評価手数料の適正化について指導、助言願いたい。

また、外部評価制度は、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に基づく公的な事業であり、評価機関が当該事業により過度の剰余を得ることは好ましくないものと考えられる。ま

た、評価機関は、外部評価事業の経営状況を公開し、評価を受ける事業者の理解が得られる適正な水準の評価手数料を定めることが望ましいものと考えられる。このような観点から、各都道府県が選定する評価機関に対して指導、助言願いたい。

ウ 外部評価制度の頻度について

外部評価制度については、現在、原則年1回受審することとしているところであるが、平成21年度以降、市町村との連携や適切な運営推進会議の開催等により事業運営の透明性やサービスの質が確保されていると判断される一定の要件を満たす場合であって、過去に外部評価を5年間継続して受審している場合には、都道府県の判断により、外部評価の頻度を2年に1回として差し支えないこととされているので了知願いたい。

(8) 認知症疾患医療センターの整備について

認知症疾患に係る医療については、平成元年度から平成18年度までの間、「老人性認知症センター事業」として国庫補助を行っていたところであるが、各施設の機能のばらつきや、地域における関係諸機関の連携の中心として十分な機能を果たしていないといった課題が明らかとなっていたため、平成20年度予算から「認知症疾患医療センター運営事業」を計上しているところである。

本事業における認知症疾患医療センターは、

- ① 認知症疾患について、鑑別診断や問題行動への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- ② 問題行動への対応や身体合併症への対応を行う医療施設の空床情報の把握と情報提供、患者の病態に応じた他の医療機関への紹介、かかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施、協議会の開催や専門的な相談への対応など地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行うなど、認知症疾患に関わる地域の医療機能の中核的機関としての機能
- ③ 地域住民に対する普及啓発や相談への対応など、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能
- ④ 連携担当者を配置することにより地域包括支援センターとの連携機能を強化し、地域における医療と介護の連携の拠点としての機能